

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年和歌山県条例第 12 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 7 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、開示決定等期限延長を行った上で、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 26 年 2 月 10 日付け海建管第 6291 号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成 26 年 2 月 13 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で為した本件決定を取り消し、和歌山地方法務局に提出した文書は和歌山県の作成した文書であることを証明する義務があるから開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「作成又は取得していない」との理由は虚偽であり、当該文書は公図訂正上最も重要な文書であると登記官は話す。
- (2) 諮問第 57 号答申における実施機関の説明によると、当該文書は法務局登記官が原本をコピーしその上から朱書きしたものであり、和歌山県で決裁していないとのことである。
- (3) 和歌山県は法務局提出の公図訂正原本は〇〇〇番地と無番地二線、〇〇〇番土地と無番地二線、〇〇〇－〇〇土地と無番地二線の境を区切っていない土地所在図であったと認めており、法務局に提出された土地所在図は和歌山県で決裁されていない偽造文書である。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

諮問第 57 号答申において、「本件異議申立ての対象となった「公図に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」について行った非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。」との結論が出ている。

これに基づき実施機関では、開示請求に係る対象公文書を「地図訂正の同意について 平成 13 年 1 月 18 日起案」(以下「海建第 7110 号」という。)と再度特定し、平成 21 年 10 月 2 日付けで異議申立人に部分開示決定の通知を行っている。

海建第 7110 号は現在も保存期間永久の文書として海草振興局建設部管理課で保管されているが、異議申立人が主張する「〇〇〇と〇〇〇を目鏡印で括り、二筆土地所有者を〇〇〇〇とした」文書は綴じられていない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分 of 当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在図が綴られたファイルを請求していると認められる。

実施機関は、永久保存文書として現存する海建第 7110 号の中には「〇〇〇と〇〇〇〇〇〇を眼鏡印で括り、二筆土地所有者を〇〇〇〇とした」文書は綴じられていない旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理とは認められず、諮問第 60 号、第 62 号その他の答申においても、同様の判断を行っているところであり、本件においてもその判断を覆す事情は見当たらない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
-----	-------

平成 26 年 2 月 25 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 3 月 26 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 2 月 14 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 31 年 1 月 23 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 12 月 7 日 (当初)	別紙時系列表、平成 21 年 11 月 16 日和歌山県知事仁坂吉伸名決定書主文「海建総第 234 号で異議申立人に対し行った公文書非開示決定処分を取り消し、公図に係る別紙文書の原本又は控と当文書を綴じたファイル」対象公文書を再度特定し新ためて決定を行う。に基づき、対象公文書の開示請求。
平成 26 年 1 月 27 日 (補正後)	和歌山県知事仁坂吉伸名で決定した処分に基づき別紙文書(〇〇〇と〇〇〇を目鏡印で括り、二筆土地所有者を〇〇〇〇とした写し)の原本又は控と当文書を綴じたファイル